

民国連携を目指して！

7月8日、西目屋村役場にて「西目屋地域森林整備推進協定運営会議」が行われました。我々津軽森林管理署のほか、西目屋村、青森県、弘前地方森林組合、森林整備センターから総勢10人が集まり、「大秋地区森林共同施業団地」の運営について話し合いました。

「森林整備推進協定」とは、民有林と国有林が連携して事業の効率化や低コスト化を目指そう！という制度です。市町村、民有林の所有者、国（森林管理署）などで協定を結び、「森林共同施業団地」を設定します。その中で作業道などの路網を連結させたり土場を共有するなどして効率的な森林整備を行います。令和5年度末には全国で167団地が設定されています。

当協定では西目屋地域の大秋地区に森林共同施業団地が設定されており、団地内の森林の所有者は会議に参加している5つの機関です。5年を一期とした当協定は今年で3期目の4年目となりました。会議の中ではそれぞれの予定をすり合わせながら連携を図っていきます。今回は森林管理署と森林整備センターが同時期に白沢林道沿いで間伐事業を行う予定であるため連携をすることとなりました。

ほかにもそれぞれの地区の状況や協力してほしい活動、森林に関わる知識や考えを共有する場ともなっています。例えば県内でも広がり続けるナラ枯れの状況や注意喚起、青い森林業アカデミーへの勧誘など。西目屋村で基幹作業道を通す予定の箇所を事業後も地元の方が利用するなら林道としてはどうか、という助言もありました。

会議の中で個人的に興味深かったのが、国と村での事業の進め方の違いです。国が事業を行うのは基本的に自ら管理している国有林内であり、多くのことを単独で決めることができます。必要に応じて事業箇所の近隣の土地所有者に承諾を得ることはありますが、事業箇所が民家などから離れている奥山にあることも多く、毎回ではありません。一方西目屋村では、事業を進めていく過程で複数の森林所有者や近隣の住民の方と何度も話し合いを行い要望を受けつつ理解を得つつ進めていくのだそうです。特に事業のために作られた道がそのまま住民の方の生活に利用される、その要望が生

の声で届くというのは新鮮に感じました。

あまり交わることのない民有林と国有林ですが、この協定をはじめ様々な形で協力を深めていきたいと思います。

資源活用 永井あおい



図面を囲んで話し合い